第5部 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

本市の良好な景観を保全し良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画 区域において行為の制限を定めます。このため、景観計画区域内において、次に定め るものの建築などを行おうとする市民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要が あり、景観形成基準に適応した行為であることの確認が求められることになります。

但し、景観形成誘導地区については、景観形成重点地区への移行を目指す区域の指定であるため、行為の制限、届出は必要ありません。

『景観形成の仕組み』

中津市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせて、景観形成を図ることとします。

- フと幅の自行とで、泉町の気を図ることとのあす。							
			景観形成誘導				
対 象	名 称	届出対象	方 針	基準	カ゚イト゚ライ ン	勧 告 (氏名等の公表) 変更命令	
市全域	大規模な行為等 届出地区	一定規模以上の建築物等	0	0	0	勧告	
	特定施設届出地区	主な道路沿道で別途定める 特定の施設	0	0	0	勧告	
特定の	中津城周辺 景観形成地区	特定の地区内にある建築物、 工作物	0	0	0	勧告	
	景観形成重点地区	特定の地区内にある建築物、 工作物	0	0	0	勧告	
	景観形成誘導地区	なし	0	_	_	_	
その他の地区		なし	0				

※既存建築物や小規模な建築などの本計画の届出対象とならない行為についても、できる限り当該 計画の方針および別に定めるガイドラインに即したものとなるように努めることとします。

◇勧告

- 届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。(景観法第16条第3項)
- 勧告に従わない場合は、氏名等を公表することができる。(景観条例第 13 条)

◇変更命令について・・・当面適用しない。

• 特定届出対象行為(建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定める もの)について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限 度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。(景観法第 17 条第 1 項)

1. 大規模な行為等届出地区

大規模な建築行為や開発等はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、東九州自動車道路や中津日田高規格道路の整備が進められている本市にあっては、自然豊かな景観やのどかな田園風景などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、市全域を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きな建築行為や開発行為等に限って届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

(1) 対象範囲

景観計画区域の全域(市全域)

(2) 届出が必要な行為と規模(※1)

×	分		届出対象	規	模	(※2)	行為
建築	物	(※3	3)	高さ(※4·5)が べ面積が 1,000		で超える又は延 超える建築物	
			柵、塀、擁壁等	高さ(※4・5)が	2mを	超えるもの	
		準用	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	高さ(※4・5)が	4mを	超えるもの	新築、増
		工作物	煙突	高さ(※4・5)が	6mを	超えるもの	築、改築若
		物	高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ(※4・5)が	8mを	超えるもの	しくは移 転、外観を
			RC 造・鉄・木柱等	高さ(※4・5)が	10m3	を超えるもの	変更する
	工作物 (※6) 指定工作物		太陽光発電設備		発電バ	(ートルを超える (マル面の合計面 もの	こととな る修繕も
(**		指定工作	高架の遊戯施設・回転式遊戯施設 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープ ラントその他これらに類する施設 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設 自動車車庫 汚物処理施設、ごみ処理施設、その 他の処理施設			を超えるもの又 を超える建築物	しくは模 様替え又 は色彩の 変更 (※7)
開	発	都市	計画•準都市計画区域	3,000 ㎡以上の	D開発行		新設、
行	為	その	也の区域	10,000 ㎡以上	の開発	Ě行為	増設
	土石類の採取 宅地の造成その他の土地の形質の変更		区域面積(※8)が 1,000 ㎡を超え、 かつのりの高さ(※5)が 2mを超える もの				
木竹	木竹の伐採又は移植				持管理	000 ㎡を超える 星のための伐採又	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集 積又は貯蔵				、かつ	え、かつ面積が 集積等の期間が	

- ※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とします。
- ※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)
- ※4 建築物・工作物に看板、高架水槽等の付帯する施設(テレビアンテナ類、避雷針を除く)を含めた高さとします。(以下、同じ。)
- ※5 当該敷地が道路に接する場合は、主要な前面道路の路面の中心からの高さとします。道路に接しない場合は、地盤面からの高さとします。地盤面とは、当該敷地が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいいます。(以下、同じ。)
- ※6 工作物とは、中津市景観条例別表第1に掲げる工作物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)
- ※7 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限ります。
- ※8 水平投影面積とします。
- ※9 最下部に設置される太陽光発電パネルの下端から最上部に設置される太陽光発電パネルの上端までの 高さとする。

(3)景観形成基準

事項	Į	景観形成基準					
	配置	配慮した配置及び形状と ②道路等の公共用地に接す	①既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。 ②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。)				
	高さ・形態・意匠	①まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。 ②大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により 辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ③八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。					
建築物工作物	色彩•素材	彩色又は素材色を用いる配慮した落ち着きのある色相 エリア(参考) 用 域下町エリア が	109参照)により以下の色彩とする。さらに、無るなど、まちなみや自然など周辺景観との調和にる色彩・素材とする。 3色彩・素材とする。 R(赤)~Y(黄) その他の色相				
		 ・航空法その他の法令に ・市長が景観審議会の意 *質の高いデザインに 良好な景観を形成す *植栽等で遮へいされる ④中津らしさを感じさせるる。 ⑤耐久性・耐候性に優れた 	意見を聞き、次に該(色彩を含む)でうけるもの いており、景観を阻る地場産の材料を積	当すると認める: ンドマークとなる 害しないもの な 極的に取り入れ	る役割があり、 さど るように努め		

事項	į	景観形成基準	
建築物工作物	外構	①まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。 ②既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。 ③塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。 ④屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ⑤日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ⑥広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。 ⑦屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑧屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。 ⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。 ⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	
・開発行為 ・土石類の採取 ・宅地の造成、そ の他の土地の 形質の変更		①必要最小限の形質の変更や既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種などによる緑化等により、開発後の土地の地貌(ちぼう)及び景観が、周辺景観と調和したものとなるように配慮する。 ※地貌(ちぼう)=地形や地勢	
樹木の伐採 又は移植		①伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最小限とする。 ②伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。	
屋外における土 石、廃棄物、再生 資源等の物件の 集積又は貯蔵		①道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。	

この計画では JIS 標準色票として採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。マンセル表色系とは、色彩を 3 つの属性(色相、明度、彩度) に基づいて表現するものです。

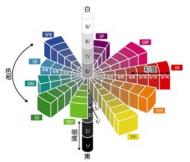
色相:基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用います。

明度:色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度:色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値 が大きくなります。

マンセル値の読み方

5YR 6 / 8 色相 明度 彩度 (5ワイアール 6 の 8と読む)



▲マンセル表色系のイメージ

2. 特定施設届出地区

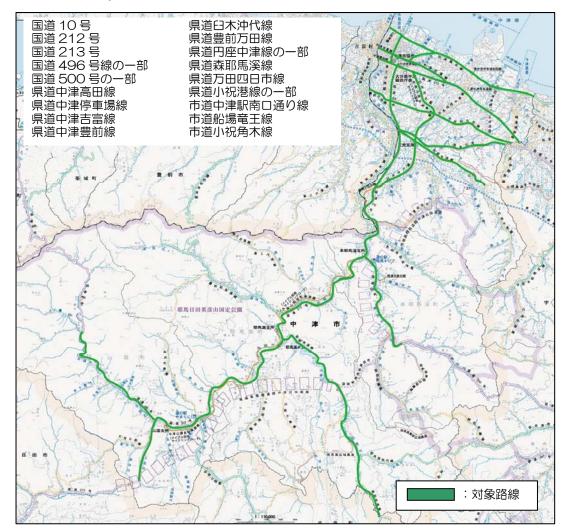
幹線道路沿いなどでは経済活動が活発に行われるため、目立つ色彩や派手な形の建築物や広告物が建設される可能性があります。東九州自動車道路や中津日田高規格道路の整備が進められている本市にあっては、自然豊かな景観やのどかな田園風景などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、幹線道路沿線を対象範囲として地域の 景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制 度を設け、良好な景観形成を図ります。

(1) 対象範囲

良好な沿道景観を保全するため、市外からの進入路や市内を巡る際の幹線道路、観光施設へのアクセス道路、インターチェンジ附近を対象範囲とします。具体的な範囲は下図に指定する路線の道路境界線から20mの範囲を含む一団の土地とします。

<指定する路線一覧>



(2) 届出が必要な行為と規模

区分		届出対象	規	模	行	為
建築物工作物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から8号のいずれかに規定する営業を行うための施設危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設		延べ面積 を超える		新築、増築、 くは移転、 することと 若しくは は は 色彩の変	外観を変更 なる修繕 様替え又
	景観上重要な施設	飲食店業を営むための施設 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設				

■特定施設の例

●風営法で定める施設 例)パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、モーテル等

●危険物法で定める給油所 例)ガソリンスタンド

●旅館法で定める施設 例)ホテル、旅館等

●景観上重要な施設 例)飲食店、物品販売店等

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分 の面積が10㎡を超えるものに限ります。

(3)景観形成基準

Į	景観形成基準					
配置	配慮した配置及び形状となるように努める。 ②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て					
高さ・形態・意匠	①まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。 ②大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、 辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ③八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。	周				
	①マンセル値(P107~109参照)により以下の色彩とする。さらに、 彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調 配慮した落ち着きのある色彩・素材とする。	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
	Edal R(赤)~Y(黄) その他の色相 TUDP (参考) 他	-				
	用 城下町エリア 彩度 4 以下 彩度 2 以下 使用不可					
	地 市街地エリア 域 臨海工業エリア 内 沿岸エリア 郊外住宅エリア お皮 4 以下 古代遺跡エリア					
色彩	色彩	用 郊外田園エリア 途 山国川水系・名勝耶馬 地 渓エリア 域 中山間エリア 外 森林保全エリア				
素材	 外 森林保全エリア ②上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ③ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・航空法その他の法令に基づき設置するもの ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ④中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 					
	高さ・形態・意匠	□既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性配慮した配置及び形状となるように努める。 ②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小を除く。) 「まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。②大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、辺に圧迫感を与えないように配慮する。③小面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。 「マンセル値(P107~109参照)により以下の色彩とする。さらに彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調配慮した落ち着きのある色彩・素材とする。 「ロマンセル値(P107~109参照)により以下の色彩とする。さらに彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調配慮した落ち着きのある色彩・素材とする。 「ロマンセル値(P107~109参照)により以下の色彩とする。さらに彩色料とする。 「マク他の色相 「ロア」で参考)				

事項		景観形成基準
建築物工作物	外構	 ①まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。 ②既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。 ③塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。 ④屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ⑤日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ⑥広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。 ⑦屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑧屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。 ⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。 ⑪夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。 ⑪夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。

3. 中津城周辺景観形成地区

日本3大水城の一つに数えられる中津城天守閣から眺望する旧城下のまちなみは、 城下町の風情を色濃く残す地域であり、中津を代表する景観として保全していかなければならない重要なエリアです。

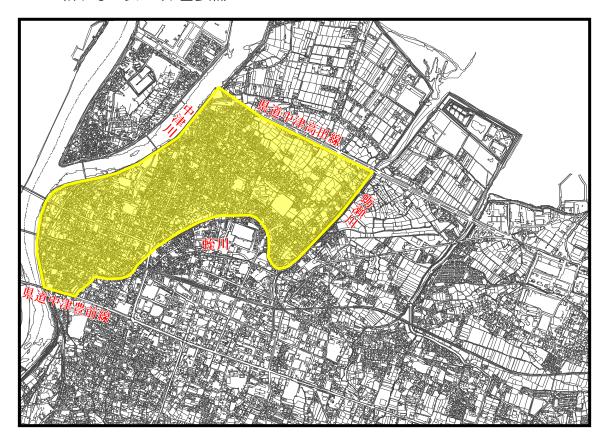
しかし、この城下町エリアのランドマークである中津城を街中から眺望する上で、 支障となる建築物等が建設されており、この地域の歴史的景観を維持するためには、 城下町の風情と不調和な建築物等の出現の可能性を無くす必要があります。

そこで、この優れた景観の維持・保全のために、中津城周辺の城下町エリアに建築物の高さ、形態・意匠、色彩等に関する基準を定め、積極的に誘導していくことにより、旧城下町やその周辺に広がる戸建住宅と自然景観を融合させた、一体的な景観形成を図っていきます。

特に建築物の高さの基準値については、今後、地域住民をはじめ関係者の理解を求めながら、都市計画法の「高度地区・景観地区」の検討を行うことを前提に、より良い景観形成のための基本的な方針を示します。

(1) 対象範囲

城下町エリア(下図参照)



(2) 届出が必要な行為と規模

区分	届出方	对 象	規模	行 為
			高さ(※1)が 10 mを超える建築 物	新築、増築、改築 若しくは移
建築物工作物	景観上重要な施設	飲食店業を営むための施設	延べ面積が 10	転、外観を変更 することとなる 修繕若しくは模
		物品販売業又は 物品貸付業を営 むための施設	㎡を超えるもの	様替え又は色彩の変更(※2)

- ※1 建築物・工作物に看板、高架水槽等の付帯する施設(テレビアンテナ類、避雷針を除く)を含めた 高さとします。
- ※2 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるものに限ります。

(3)景観形成基準

事項	Į		景観形成基準				
	配置	慮した配置が	きる限り離れた位置	に建て、通り			
建築物工作物	心心・ 形態・ 意匠	に面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地く。) ①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物は原則として2階建て以下とし、用途地域ごとに下記の高さ(※1)を最高限度とする。(既在ソション等を除く。) 用途地域 高さ制限値 第1種低層住居専用地域 10m以下(※2) 商業地域 15m以下 上記以外 12m以下 上記以外 12m以下 12m以下 ※1 当面、高さ制限の目安として活用し、適切な時期に高度地区・景観地域 市計画決定)に移行します。					

事 項		景観形成基準					
		2351			する。 「町の風情を感じさせ	る落ち	
		F	R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他		
			彩度 4 以下	彩度2以下	原則として 使用不可		
	色彩・素材	③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとする。 ④ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の10分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・航空法その他の法令に基づき設置するもの ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの ・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの					
建築物 工作物		⑤中津ら る。	しさを感じさせるは	ており、景観を阻害し 也場産の材料を積極的 材料を積極的に取りみ	に取り入れるように	努め	
	外構	スの存すが、のですが、のですが、のですが、のですが、のですが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	保に努めるとともに 樹木の保全や在来れる。 を設ける場合は、自 するとともに、景観 備や施設は、通りた 、建物本体及び周辺 テントを設置するは 。 は、まちなみや自然 音を発する音響広急 車場は、樹木や花等 売機等については、	こ、出来る限り緑化に重の採用により、地域 自然素材を用いるなど 現の向上に資するよう から見えない位置に設 四景観との調和に配慮 場合は、色彩やデザイ 然などの周辺景観と調 告施設は設置しないこ	の固有景観の保全・常により地域の景観との の努める。 はけるか、覆いを設ける でする。 ンに配慮し、建築物る 別和した形態、意匠と こととする。 の景観の向上に努める のに努める。	育成に か調和 るなど 上調和 する。	

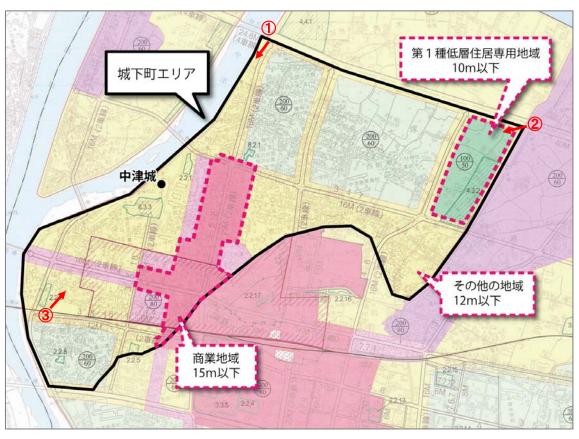


図 城下町エリアにおける高さ制限のゾーン区分図

■各視点場からの現状の見え方



①龍王橋



②蛎瀬大橋



③JR日豊本線

4. 景観形成重点地区

景観形成誘導地区のうち景観形成に効果が見られ、本市を代表する景観として認められる地区については、当該地区住民の合意のうえ、市に対して申請を行い一定の審査を経て、景観形成重点地区として更なる良好な景観形成を図ります。

市の街なみ景観整備事業補助金交付要綱で定める一定の基準を満たし、その効果が期待できると認められた地区については財政的支援も検討します。

【指定基準】

景観形成重点地区は、景観形成誘導地区のうち下記の全ての要件を満たす地区を指定します。

- ◎景観形成に係る市民の自主的な活動の成果が連担する場所で確認できる地域
- ◎景観形成の活動が周辺に広がることが期待できると認められる地域
- ◎本市を代表する景観として市の内外に周知する価値があると認められる地域
- ◎住民が主体となったまちづくり団体が設立され、まちづくり協定の締結が見込まれる地域

【景観形成基準の基本的考え方】

- ◎現状よりも厳しい規制をするものではなく、これまでの景観を維持していけるようなルールとします。
- ◎建築物等に対する規模やデザインの基準を定め、これまで地区で守られてきた暗 黙のルールが今後も守られていくように明文化します。



島田本町通り景観形成イメージ図



蛭子町通り景観形成イメージ図



豊後街道 景観形成イメージ図



諸町 景観形成イメージ図

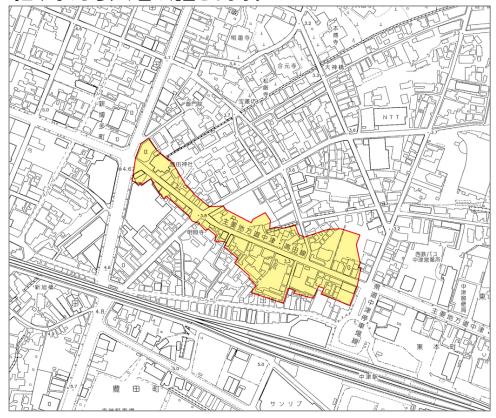
(1)島田本町地区

1)選定理由と目的

中津駅北土地区画整理事業に伴い、新たに建てられる住宅や店舗等を和風建築にすることで「城下町の風情をもったまちづくり」を進めており、この地区では地域住民と自治会がまちづくり協定を締結し、平成16年7月1日に市がそれを承認しました。建築に当たっては修理基準、修景基準を設け、新しいまちなみとして一体感のある景観形成を図っていきます。

2) 対象範囲

島田本町のうち、下図の範囲とします。



3)景観形成方針

中津駅北土地区画整理事業に伴い新しく生まれ変わるこの地区のまちづくりは、 「城下町の風情をもったまちづくり」をテーマに、和風建築を基本とした一体感の ある景観形成を図ることとします。

4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行 為
	套物 作物	延べ面積が 10 ㎡を 超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変更(※1)

^{※1} 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるものに限ります。

5) 景観形成基準

5)景観形风基準														
事項	Į		景観形成基準											
	配置	記しまちなみとの	①まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。											
	高さ・形態・意匠	になる場合(に工夫を凝める。②格子や漆喰等	は、通り筋に面 らすなど、城下 等の伝統的な意	した部分への下屋又 町の風情を損なわな	とする。 やむを得す 3 は庇の設置、3 階以」 いように配慮する。 配屋根の採用など、 和	上の壁面								
			彩色又は素材色	により以下の色彩と きを用いるなど、城下	する。 町の風情を感じさせる 	る落ち着								
		R (記	f)~Y(黄)	GY(黄緑)	他									
独筑地											彩	度4以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可
建築物 工作物	色彩·素材	域下町の風が水ででは、次にでは、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水	情に相応しいもの は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないは、は、ないは、ないでは、は、ないでは、は、では、は、	のとする。 のは、この限りではな を面の見付面積から外 を面の見付面積から外 を開内で使用されるよする のは、木材、土壁及 を設置す次で を設置す次でで のできまする のできまする のできまする のできまする のできまする。 のできまする のできまする。 のできまな。 のできな。 のできなな。 のできなな。 のできななな。 のできなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	は低明度・低彩度色をい。 外広告物の面積を除いれのアクセント色(たたい) びガラス等の素材本系 ると認めるものマークとなる役割がなないもの など に取り入れるように多	いた面積 だし、 だが持つ をが持つ をかに取り								
	材	色彩 ・航空法その ・市長が景行。 ・では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の他の法令に基 観審議会の意見 ハデザイン(色 観を形成するも で遮へいされて ず又は板張り等 こ努める。 を感じさせる地	基づき設置するもの 見を聞き、次に該当す 記彩を含む)でランド 5の こおり、景観を阻害し 、城下町の風情を感	ると認めるもの マークとなる役割が ないもの など じさせる材料を積極 に取り入れるように	ま								

事項		景観形成基準
建築物工作物	外構	 ①既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。 ②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとする。 ③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和の取れたものとする。 ④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮する。 ⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。 ⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。 ⑪夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。

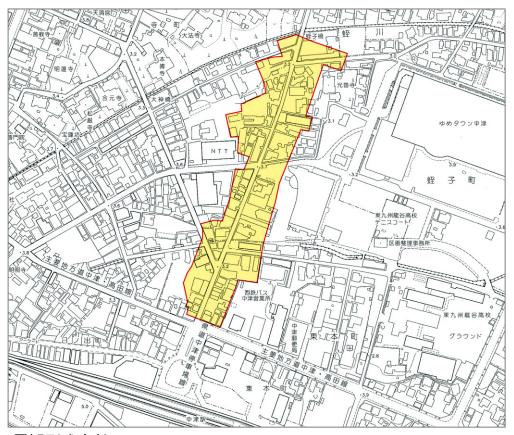
(2)蛭子町地区

1)選定理由と目的

中津駅北土地区画整理事業に伴い、新たに建てられる住宅や店舗等を和風建築にすることで「地域住民の心のかよいあう「和とWA」をもったまちづくり」を進めており、この地区では地域住民と自治会がまちづくり協定を締結し、平成16年12月22日に市がそれを承認しました。建築に当たっては修理基準、修景基準を設け新しいまちなみとして一体感のある景観形成を図っていきます。

2) 対象範囲

蛭子町のうち、下図の範囲とします。



3)景観形成方針

中津駅北土地区画整理事業に伴い新しく生まれ変わるこの地区のまちづくりは、「和とWA(輪)※1 をもった景観の形成」をテーマに、和風建築を基本とした一体感のある景観形成を図ることとします。

※1.「和風のまちなみをみんなの輪で創る」という意味

4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行 為
. —	套物 作物	延べ面積が 10 ㎡を 超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)

^{※1} 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限ります。

5)景観形成基準

	5)景観形成基準						
事項	事項	景観形成基準					
配置	配置(①まちなみとの調和や選	①まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。					
高さ・形態・意匠	になる場合は、通り領だ に工夫を凝らすなど、②格子や漆喰等の伝統的	①建築物・工作物は原則として2階建て程度以下とする。やむを得す3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、3階以上の壁面に工夫を凝らすなど、和風のまちなみに相応しいものとする。 ②格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。					
		参照)により以下の色彩とする。 素材色を用いるなど、和風のまちなみに相応しい落ち着。。					
	R (赤) ~Y ((黄) GY(黄緑) 他					
築物	彩度4以	ド 彩度 2 以下 原則として 使用不可					
	③上記に加えて、屋根面 和風に相応しいものと						
色彩•#	彩 の10分の1未満	の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積 間の範囲内で使用される外観のアクセント色(ただし、ア 外広告物を除く面積とする。)					
材	系 材 ・表面に着色している 色彩	かない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ					
		合に基づき設置するもの					
		Rの意見を聞き、次に該当すると認めるもの アン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良 でするもの					
		されており、景観を阻害しないもの など					
		張り等、和風の雰囲気を感じさせる材料を積極的に取り					
築物作物	意匠 様式を基調とする。 ①マンセル値 (P109を2) ②さらに、無彩色又はまきのある色彩とする。 R (赤)~Y (彩度 4 以) ②上記に加えて、屋根面和風に相次に該い場合である。 4 ただし、、屋根面のといいでは、「外壁、人のからは、「大きをしている。」を表面に着色していた。を発生を変える。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参照)により以下の色彩とする。 「素材色を用いるなど、和風のまちなみに相応しい落める。 (黄) GY (黄緑) 他 「原則として使用不可」 面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用される。 「るものは、この限りではない。「ある壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた場外広告物を除く面積とする。) 「ない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来がいる。「あいますると認めるもの」で、次に該当すると認めるもので、の意見を聞き、次に該当すると認めるものです。(色彩を含む)でランドマークとなる役割がありまするもの。 「されており、景観を阻害しないものなどに表り等、和風の雰囲気を感じさせる材料を積極的に					

事項		景観形成基準
建築物工作物	外構	 ①既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。 ②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとする。 ③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和の取れたものとする。 ④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮する。 ⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。 ⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。 ⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。

(3) 豊後街道地区

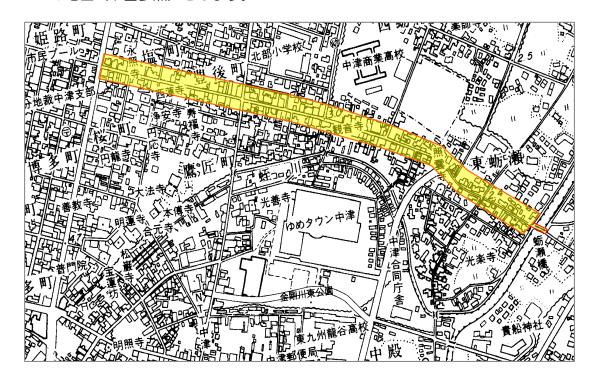
1)選定理由と目的

豊後町は、細川時代の町屋の一つで蠣瀬口より西に伸びる商人の町でした。また、 蠣瀬口から東に伸びる蛎瀬地区も、城下に出入りする人々で賑わっていました。こ の街道には今も商家の連なった往時の面影が残る建物を見ることができます。

平成22年10月1日、豊後街道景観まちづくり協議会は景観まちづくり団体に認定され、まちづくり協定により、城下町の風情をもった景観形成を図っていきます。

2) 対象範囲

市道蛎瀬中津駅北口線、豊後町姫路町線の沿線の豊後街道(通称「楽一通り」)の地区(下図参照)とします。



3)景観形成方針

豊後街道には、今も商家や町屋の連なった往時の面影を見ることができます。江戸時代から引き継がれてきた歴史的なまちなみと現代の建物、生垣、和風壁の調和により、落ち着いた雰囲気を醸し出しています。

この城下町の風情をもった豊後街道を、一体感のある景観づくりによって質を高め、誰もがやすらぎを感じる、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行 為
	築物 作物	延べ面積が 10 ㎡を 超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変更(※1)

^{※1} 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限ります。

5)景観形成基準

į	景観形成基準				
置配	①歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。				
高さ・形態・意匠	①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とし、高さの最高限度を10m以下とする。やむを得す3階になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。 ②町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。				
	①マンセル値(P109参照)により以下の色彩とする。				
	R (赤) ~Y (黄) GY (黄緑) 他				
	彩度 4 以下 彩度 2 以下 原則として 使用不可				
	②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち				
	着きのある色彩となるように努める。				
	③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用				
	し、城下町の風情に相応しいものとなるように努める。				
色彩•素材	④ただし、次に該当するものは、この限りではない。				
	 ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の20分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント(強調)色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 				
	・航空法その他の法令に基づき設置するもの				
	・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマーク(地域の象徴となる 建物など)となる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など				
	⑤漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り 入れるように努める。				
	⑥中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努め				
	ී .				
	⑦耐久性・耐候性に優れた材料や環境に優しい素材・製品を積極的に取り入れるように努める。				
	置高さ・形態・意匠色彩・				

事 項		景観形成基準
建築物工作物	外構	 ①城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める。 ②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。 ③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。 ④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。 ⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。 ⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。 ⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。 ⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑨自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色(マンセル値10YR 2.0/1.0 程度)にする等により、周辺の景観との調和に努める。 ⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。 ⑪衣間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。 ⑪太陽光パネル等(広告物を除く。)を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。

(4)諸町地区

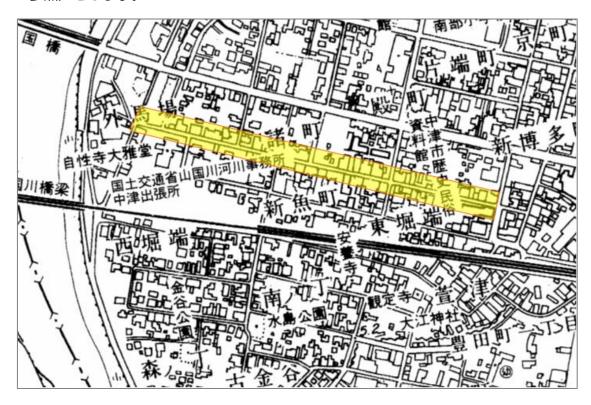
1)選定理由と目的

城下町の町割では、諸町の西側3分の1程度が武家屋敷で、東側は諸々の職業(27業種)の職人が住んでいた町屋でした。この地区には、江戸期から戦前の城下町の流れを汲む建築物が残っています。

平成22年10月1日、諸町景観まちづくり協議会は景観まちづくり団体に認定され、まちづくり協定により、城下町の風情をもった景観形成を図っていきます。

2) 対象範囲

市道諸町線(中津家具から屋根センター資材置き場)の通りに面する区域(下図 参照)とします。



3)景観形成方針

諸町筋には、今も城下町の流れを汲む町屋や武家屋敷のまちなみが残っており、 江戸時代から継承されてきた歴史的なまちなみと現代の建物の調和により、落ち着 いた佇まいを醸し出しています。

この城下町の風情をもった諸町筋を、一体感のある景観づくりによって質を高め、 昔の懐かしさを感じながら散策できる、閑静な佇まいをもったまちづくりを目指し ます。

4) 届出が必要な行為と規模

区允)	届出対象	規模	行 為
	,	套物 作物	延べ面積が 10 ㎡を 超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変更(※1)

^{※1} 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限ります。

5)景観形成基準

り)景観形队基準						
事 項		景観形成基準				
	配置	①歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるよう に努める。				
	高さ・形態・意匠	①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とする。やむを得ず3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。 ②町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。				
建築物工作物	色彩·素材	 ①マンセル値(P109参照)により以下の色彩とする。 R(赤)~Y(黄) GY(黄緑) 使用不可 ②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着きのある色彩となるように努める。 ③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとなるように努める。 ④ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の20分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント(強調)色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・航空法その他の法令に基づき設置するもの ・前空法その他の法令に基づき設置するもの ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマーク(地域の象徴となる建物など)となる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ⑤漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める。 ⑥中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 				

事項		景観形成基準
建築物工作物	外構	 ①城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める。 ②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。 ③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。 ④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。 ⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。 ⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。 ⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。 ⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑨自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色(マンセル値 10YR 2.0/1.0 程度)にする等により、周辺の景観との調和に努める。 ⑪夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。 ⑪太陽光パネル等(広告物を除く。)を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。

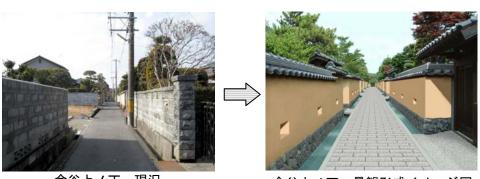
5. 景観形成誘導地区

地区の特長や個性を活かした景観誘導を図るため、住民が主体となった景観形成が可 能な特定範囲で、当該地区役員会の合意のうえ、市に対して申し出を行い一定の審査を 経て景観形成誘導地区として指定します。指定を受けた地区については、景観形成重点 地区の指定に向けた景観形成方針・基準の策定のための人的支援、技術的支援などのソ フト面での支援を検討します。

【指定基準】

景観形成誘導地区は、面積が1 h a以上あり、かつ下記の全ての要件に該当する地 区を指定します。

- ◎住民が主体となった景観形成に関する活動が始まっている地域
- ◎自然や歴史を示す景観資源が複数存在している地域
- ◎新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地域
- ◎景観が対外的に評価されていると認められる地域



金谷上ノ丁 現況

金谷上ノ丁 景観形成イメージ図

(1) 金谷地区

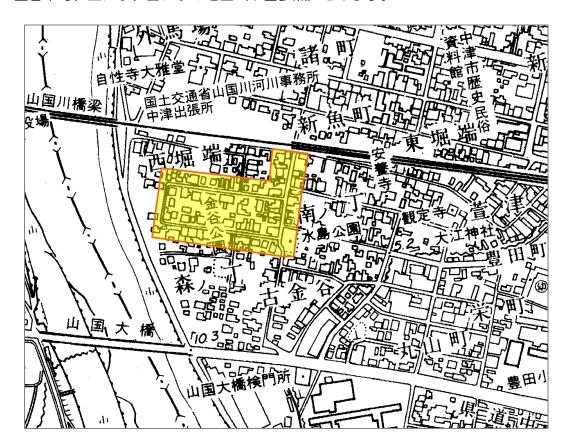
■ 選定理由と目的

城下町の武家屋敷の町割が残るこの地区には、土塀やその下の石垣が多く残っています。特に上ノ丁、西ノ丁は当時の基礎石積を残したままで道路幅員が狭いところが多くありますが、現状で保存し土塀等による修景を行うことがこの地区の歴史的まちなみとしての価値を高めるものと考えられます。

そのためには、建築基準法等の問題を解決した上で、通りの塀を土塀又は土塀風にすることで武家屋敷として一体感のある景観形成を図っていきます。

■ 対象範囲

金谷地区のうち、町割、土塀、石垣等の歴史的まちなみとして保存状況の良い、金谷本町、上ノ丁、西ノ丁の地区(下図参照)とします。



■ 景観形成方針

金谷地区については、町割や石垣、土塀が残っており、城下町の武家屋敷としての雰囲気をまちなみのイメージとします。そこで、建築物を通りからひかえて建設し、塀の設置場所を確保するとともに、土塀又は土塀風の塀を設置することにより、良好な景観の形成を図ることとします。